

令和8年8月から 高額療養費制度が変わります

国の制度改正により、月単位の自己負担額について医療費の伸びや所得に応じてご負担いただく上限額が段階的に見直されます。また、年間上限額に達した後に医療費の支払いがあった場合、超過した自己負担額について、保険者から給付を受けることができる年間上限額が新設されました。

70歳未満	所得区分(旧ただし書き所得※1)	月額上限額【多数該当】	年間上限額(新設)
	901万円超	270,300+(医療費-901,000)×1%【140,100円】	1,680,000円
	600万円超901万円以下	179,100+(医療費-597,000)×1%【93,000円】	1,110,000円
	210万円超600万円以下	85,800+(医療費-286,000)×1%【44,400円】	530,000円
	210万円以下	61,500円【44,400円】	530,000円※2
	住民税非課税世帯	36,900円【24,600円】	290,000円

※1 旧ただし書き所得とは、総所得金額から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。
※2 旧ただし書き所得86万円未満に該当することが確認できた方は年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いされます。

70歳以上	課税所得	月額上限額【多数該当】		年間上限額(新設)
		外来(個人ごと)	世帯単位 (入院と外来があった場合)	
	690万円以上	270,300+(医療費-901,000)×1%【140,100円】		1,680,000円
	380万円以上690万円未満	179,100+(医療費-597,000)×1%【93,000円】		1,110,000円
	145万円以上380万円未満	85,800+(医療費-286,000)×1%【44,400円】		530,000円
	145万円未満※3	22,000円 【年間上限：216,000円】	61,500円【44,400円】	530,000円※4
	住民税非課税世帯	11,000円 【年間上限：96,000円】	25,700円【24,600円】	290,000円
	住民税非課税世帯 (所得が一定以下)	8,000円	15,700円	180,000円

※3 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合、または、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
※4 課税所得28万円未満に該当することが確認できた方は年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いされます。

改正の詳しい内容は町ホームページでご確認ください→



問合せ先 町民保険課 TEL366・7115

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度以外の健康保険にご加入の方は、各保険者までお問い合わせください。

さわやか歯科検診 20歳、30歳も新たに追加



日本人の80%が歯周病にかかっているといわれています。自覚症状に乏しく、気づいたときは進行していることが多いのが特徴です。また、糖尿病など生活習慣病と深い関係がある重大な病でもあります。定期的な歯科検診と適切な口腔ケアで歯の健康を保ちましょう。

対象者 20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳(令和8年3月31日現在の年齢)
※個別で通知します
期 間 8月1日(土)～11月30日(月)
自己負担額 無料
問合せ先 健康推進課 TEL365・1399

8月は受給資格証の更新月です

一人親家庭等医療費	子ども医療費	障害者医療費	65歳以上 障害者医療費
-----------	--------	--------	-----------------

受給資格の対象者に該当し、受給資格証を受け取っていない方は、手続きが必要です。

■福祉医療費助成制度とは

障害者、子どもや一人親家庭等の方が通院や入院して支払った医療費(健康保険対象の医療費に限る)を助成する制度です。

■対象の医療費は

健康保険適用となった医療費の自己負担額を助成します(高額療養費、各健康保険の附加給付、他の法令の規定による公費負担の給付を控除した額を助成)。高額療養費の算定にあたっては、別途書類の提出をお願いする場合があります。

《注意》

学校等でのケガは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付が優先となります。医療機関で受給資格証を提示しないようにお願いします。詳しくは送付された通知をご覧くださいか、お問い合わせください。

区 分	対 象 者	受給資格証の更新手続き
一人親家庭等医療費	・父または母のいない子ども及びその親 ※子どもが20歳に達する月末まで。学生の場合は、申請により年度末まで	8月中に更新手続きが必要 詳しくは、個人宛通知をご覧ください。
子ども医療費	・18歳年度末までの子ども	自動更新 8月下旬に新しい受給資格証を送付します。
障害者医療費	・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方 ・療育手帳最重度～中度(A1～B1)をお持ちの方 ・精神障害者手帳1級をお持ちの方(通院のみ)	
65歳以上障害者医療費	・後期高齢者医療制度対象の方で、上記手帳をお持ちの方	手続き不要 今年度から受給資格証の発行はありません。

問合せ先 一人親家庭等・子ども医療費 子ども家庭課 TEL366・7130
障害者・65歳以上障害者医療費 福祉課 TEL366・7116

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に現況届(所得状況届)を提出する必要があります。届は受給者と児童の生活状況等を審査し、引き続いて手当を受けることができるかどうかを決定するものです。届を提出しないと8月からの手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

提出期間	児童扶養手当現況届	特別児童扶養手当所得状況届
	8月3日(月)～31日(月)	8月12日(水)～9月11日(金)

《注意》2年間、届の提出がないと受給資格がなくなります。

受付時間 午前9時～午後4時30分 ※いずれも土・日曜日、祝日を除く。
※詳しくは、個人宛通知をご確認ください。

提出・問合せ先 児童扶養手当現況届 子ども家庭課 TEL366・7130
特別児童扶養手当所得状況届 福祉課 TEL366・7116